

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>I～IV (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和5年5月18日から施行し、令和5年3月31日から適用する。</u></p> <p>別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル (略)</p> <p>地域登録検査機関の登録等の申請手続 (略)</p>	<p style="text-align: center;">農産物検査に関する事務処理要領</p> <p>I～IV (略)</p> <p><u>附 則、</u> <u>(追加)</u></p> <p>別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル</p> <p>地域登録検査機関の登録等の申請手続 (略)</p>

式例第1号 農産物検査業務規程

農産物検査業務規程記載事項(例)	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 (登録検査機関名)</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者(以下「検査請求者」という。)から別記様式(共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ)による農産物検査に係る検査請求書(以下「検査請求書」という。)が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 あらかじめ等級証明を印刷した紙袋等を農産物検査で使用</p>

様式例第1号 農産物検査業務規程

農産物検査業務規程記載事項(例)	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 (登録検査機関名)</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者(以下「検査請求者」という。)から別記様式(共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ)による農産物検査に係る検査請求書(以下「検査請求書」という。)が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(農産物検査の請求の受理)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(検査証明)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 あらかじめ等級証明を印刷した紙袋を農産物検査で使用す</p>

<p>第19条～第39条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>様式例第2号 (略)</p> <p>別紙2・別紙3 (略)</p> <p>別紙4 第1～4 (略)</p>	<p>する場合には、その在庫状況等について適切に管理すること及び当該紙袋等に袋詰めする農産物の品位を事前に把握することを規定していること。</p> <p>(略)</p>		<p>第19条～第39条 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p>様式例第2号 (略)</p> <p>別紙2・3 (略)</p> <p>別紙4 第1～4 (略)</p>	<p>る場合には、その在庫状況も含めて登録検査機関として適切な管理を行うことを規定していること。</p> <p>(略)</p>
---	--	--	---	---

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産物検査員への報告期日
品位等検査	米（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	当年産（生産された年の翌年10月31日までの間に検査したものをいう。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日
			9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日
			11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日
			翌年1月から翌年3月31日までの間		翌月の20日	翌月の24日
小豆、げんまい、いんげん、しんじょう、干ばと、及び粉入るもの（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月28日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
		4月1日から翌年の3月31日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産物検査員への報告期日
品位等検査	米（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	当年産（生産された年の翌年10月31日までの間に検査したものをいう。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
			4月1日から8月31日までの間		様式第1号及び様式第3号	9月20日
	9月1日から10月31日までの間	11月20日	11月24日			
	11月1日から翌年1月31日までの間	翌年2月20日	翌年2月24日			
	翌年2月1日から翌年3月31日までの間	翌年4月20日	翌年4月24日			
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	4月1日から12月末日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日
翌年1月から翌年3月31日までの間			翌月の20日		翌月の24日	
小豆、いんげん、しんじょう、干ばと、及び粉入るもの（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月28日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、並びに荷造り及び包装についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年4月20日	翌年4月24日